

令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

福祉・介護職員処遇改善加算()～()を取得している施設・事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額(月額)について、令和2年と令和3年を比較すると12,340円の増となっている。

そのうち、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額(月額)について、令和2年と令和3年を比較すると12,880円の増となっている。

平均給与額(常勤の者)	令和3年9月	令和2年9月	差額
処遇改善加算()～()を取得した施設・事業所の福祉・介護職員	308,760円	296,420円	12,340円
特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の福祉・介護職員	317,080円	304,200円	12,880円

- 福祉・介護職員
：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
- 調査対象となった施設・事業所に令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4月～9月支給金額の1/6)
- 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲(複数回答)

経験・技能のある障害福祉人材	88.1%
他の障害福祉人材	69.4%
その他の職種	39.5%

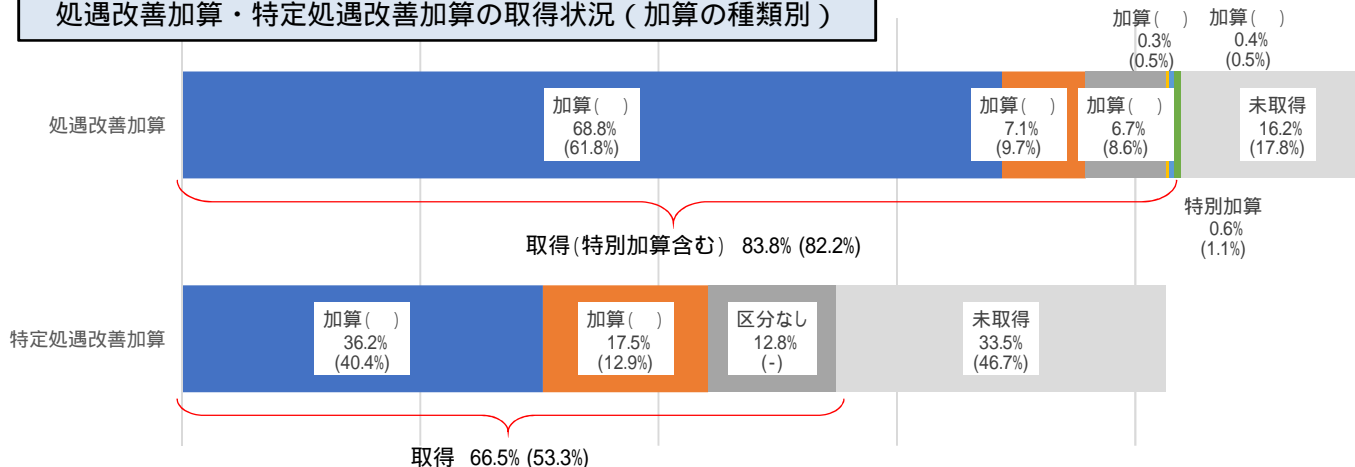
事務員	72.8%
看護職員	55.8%
管理栄養士・栄養士	46.7%
調理員	36.2%

上位4職種を掲載

給与等の引き上げの理由

令和3年度報酬改定を踏まえて引き上げ	特定処遇改善加算を踏まえて引き上げ	処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて引き上げ	左記に関わらず引き上げ
17.1%	12.8%	28.2%	49.3%

処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況(加算の種類別)



2 経験・技能のある障害福祉サービス等従事者の賃金改善の状況(一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	11.6%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	38.9%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	47.2%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	27.7%

3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答)

賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	38.4%
賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	36.2%
賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	31.4%
特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため	24.4%

上位4つを掲載

- 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算()～()の事業所に対する割合
- 括弧は令和2年度調査時の取得割合。加算()40.4%には「区分なし」が含まれている。